

令和 3 年度 池田町 実質収支に関する調書

一般会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳	入 総 額	10,727,908,225
2 歳	出 総 額	9,770,710,463
3 歳	入 歳 出 差 引 額	957,197,762
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5 実 質 収 支 額		957,197,762
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		

国民健康保険特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳	入 総 額	2,405,917,556
2 歳	出 総 額	2,244,827,968
3 歳	入 歳 出 差 引 額	161,089,588
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5 実 質 収 支 額		161,089,588
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		

後期高齢者医療事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳	入 総 額	303,640,803
2 歳	出 総 額	303,640,803
3 歳	入 歳 出 差 引 額	
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5 実 質 収 支 額		0
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		

農業集落排水事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳	入 総 額	369,921,089
2 歳	出 総 額	369,921,089
3 歳	入 歳 出 差 引 額	
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5 実 質 収 支 額		0
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		

【実質収支に関する調書】

公共下水道事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳	入 総 額	670,396,330
2 歳	出 総 額	670,396,330
3 歳	入 歳 出 差 引 額	
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5 実 質 収 支 額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	

温泉施設特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳	入 総 額	237,521,991
2 歳	出 総 額	214,827,964
3 歳	入 歳 出 差 引 額	22,694,027
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5 実 質 収 支 額		22,694,027
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	

小水力発電事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳	入 総 額	7,916,275
2 歳	出 総 額	7,916,275
3 歳	入 歳 出 差 引 額	
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5 実 質 収 支 額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	